資料－８

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく

馬場目川水系の減災に係わる取組方針

（案）

令和８年〇月〇〇日

雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

【馬場目川水系】

秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、

大潟村、秋田地方気象台、秋田県

目 次

1　はじめに 1

2　本協議会の構成員 2

3　馬場目川水系の概要 4

4　現状での取組状況 6

5　減災のための目標 11

6　概ね５年で実施する取組 12

7　フォローアップ 15

1　はじめに

馬場目川水系では、昭和 54 年 6 月～8 月に戦後最大の洪水が発生し、沿川市町村の中心部を含む流域平地部に甚大な被害が発生した。
その後も、昭和 62 年 8 月や、平成 25 年 9 月など、幾度となく水害が発生している。

また近年では、気候変動の影響により水災害が全国的に激甚化・頻発化する中、馬場目川水系においても、令和 4 年から 4 年連続で記録的な大雨に見舞われ、河川の氾濫や内水氾濫などにより甚大な浸水被害が発生している。

水防法に基づきこれまでに、国では平成 28 年 5 月 31 日に「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、県管理河川においては、平成 29 年 6 月 1 日に「秋田地域県管理河川減災対策協議会」、平成 29 年 6 月 28 日に「山本地域県管理河川減災対策協議会」を設立した。

その後、雄物川水系「大規模氾濫時の減災対策協議会」と馬場目川水系を対象とした「山本地域県管理河川減災対策協議会」及び「秋田地域県管理河川減災対策協議会」を統合した雄物川圏域「大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を令和 4 年 2 月 18 日に設立し、圏域全体でハード・ソフト一体となった取り組みを計画的に進めてきた。

本協議会設立にあたり、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「適確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有・実現するため、令和 7 年度までに行う「馬場目川水系の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という）について、とりまとめている。
令和 7 年度は取組方針の最終年度であることから、近年の水災害による被害を踏まえ、これまでの取組方針に対し、継続実施する施策や新たに必要とする施策等を反映し、令和 12 年度までに行う取組方針として新たにとりまとめるものである。

2　本協議会の構成員（馬場目川水系を抜粋）

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

（雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会規約第 4 条1 別表1より）

秋田市長		
男鹿市長		
潟上市長		
三種町長		
五城目町長		
八郎潟町長		
井川町長		
大潟村長		
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所長
気象庁	秋田地方気象台長	
秋田県	総務部　危機管理監	
	農林水産部長	
	建設部長	

本協議会の作業部会参加機関及び構成員は以下のとおり。

（雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会規約第 5 条 3 別表 4 より）

秋田市	総務部　防災安全対策課
男鹿市	総務企画部　危機管理課
潟上市	総務部　総務課
三種町	町民生活課
五城目町	住民生活課
八郎潟町	住民生活課
井川町	町民生活課
大潟村	生活環境課
気象庁	秋田地方気象台
秋田県	総務部　総合防災課
	農林水産部　農地整備課

建設部　下水道マネジメント推進課	
建設部 河川砂防課	
山本地域振興局	総務企画部 地域企画課
	農林部 農村整備課
	建設部 保全･環境課
秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
	農林部 農村整備課
	建設部 保全･環境課

3　馬場目川水系の概要

本協議会では、山本・秋田地域の馬場目川水系県管理河川を対象として減災対策に取り組む。

馬場目川は、その源を南秋田郡五城目町の馬場目岳（標高 1,037m）に発し、三種川、井川等の 22 支川を合わせて八郎潟調整池に入り、船越水道を通り日本海に注ぐ、幹川流路延長 47.5km の秋田県内最大級の二級河川である。

その流域は、秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の 3 市 4 町 1 村からなり、北部は能代市、東部は上小阿仁村、仙北市および北秋田市、南部は大仙市および由利本荘市、西部は日本海に接している。流域面積は、約 910.5km2 と広大で、県全体の約 8%を占める。

県管理河川は、馬場目川水系、賀茂川水系及びその他水系などの 3 水系、30 河川、管理延長約 275.077km であり、このうち水位周知河川は 3 河川、非水位周知河川は 27 河川である。

【馬場目川水系における県管理河川（水位周知河川）】（1水系3河川）

No	河川名（山本地域）	管理延長（km）	No	河川名（秋田地域）	管理延長（km）
1	馬場目川水系三種川（ミタネガワ）	52.196	2	馬場目川水系馬場目川（ババメガワ）	47.518
			3	馬場目川水系馬踏川（バフミガワ）	13.220

【馬場目川水系における県管理河川（非水位周知河川）】（3水系27河川）

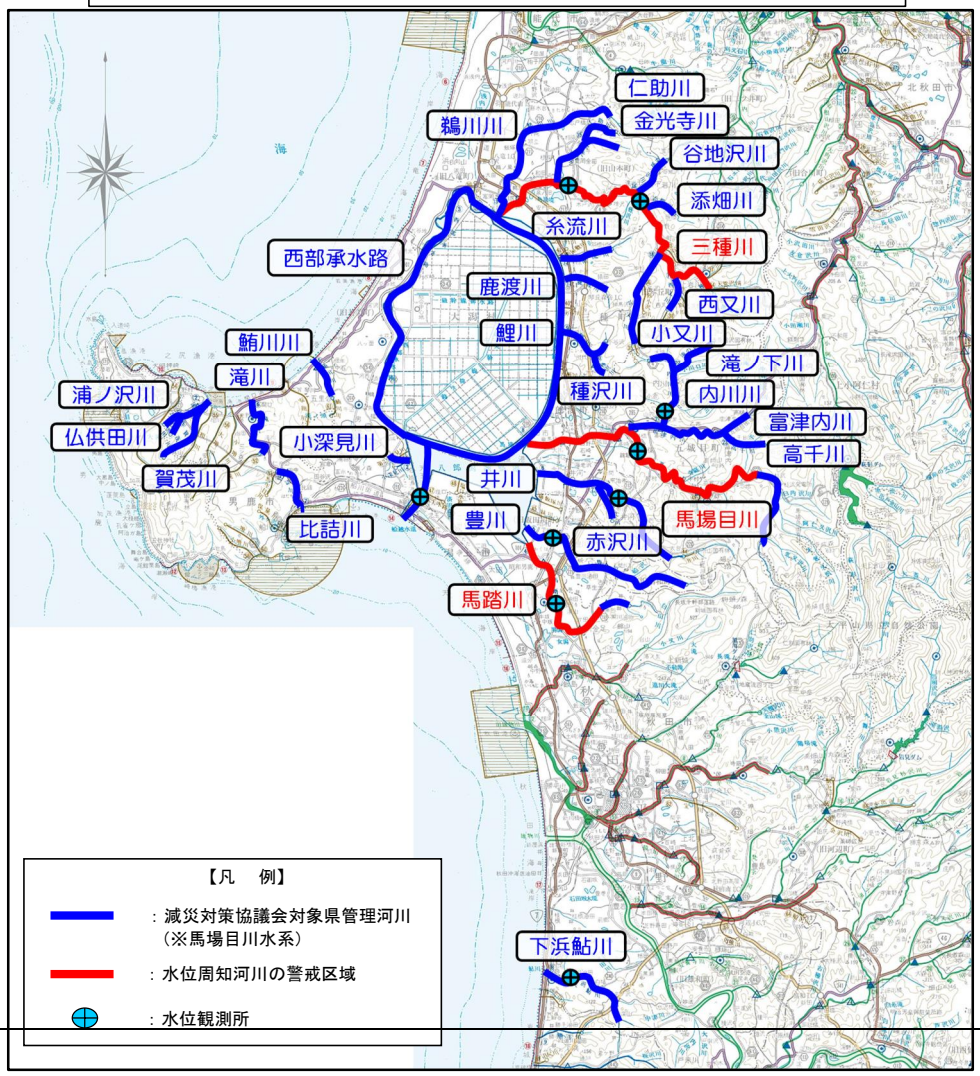
No	河川名（山本地域）	管理延長（km）	No.	河川名（秋田地域）	管理延長（km）
1	馬場目川水系 鯉川（コイカワ）	5.500	1	馬場目川水系小深見川（コフカミガワ）	2.700
2 ※	馬場目川水系西部承水路（セイブショウスイロ）	(23.177)	2 ※	馬場目川水系西部承水路（セイブショウスイロ）	23.177
3	馬場目川水系 種沢川（タネサワガワ）	1.600	3	馬場目川水系豊川（トヨカワ）	13.100
4	馬場目川水系 鹿渡川（カドガワ）	3.300	4	馬場目川水系井川（イカワ）	11.500
5	馬場目川水系 糸流川（イトナガレガワ）	2.900	5	馬場目川水系赤沢川（アカザワガワ）	3.900
6	馬場目川水系 鵜川川（ウカワガワ）	13.000	6	馬場目川水系富津内川（フツナイガワ）	16.254
7	馬場目川水系 金光寺川（キンコウジガワ）	6.100	7	馬場目川水系内川川（ウチカワガワ）	6.800

8	馬場目川水系 仁助川（ジンスケガワ）	3.300	8	馬場目川水系滝ノ下川（タキノシタガワ）	4.700
9	馬場目川水系 谷地沢川（ヤチサワガワ）	2.700	9	馬場目川水系高千川（タカチガワ）	2.200
10	馬場目川水系 添畑川（ソエハタガワ）	2.500	10	賀茂川水系賀茂川（カモガワ）	4.502
11	馬場目川水系 小又川（コマタガワ）	7.300	11	賀茂川水系浦ノ沢川（ウラノサワガワ）	2.046
12	馬場目川水系 西又川（ニシマタガワ）	1.300	12	賀茂川水系仏供田川（ブツクデンガワ）	0.984
	－		13	その他水系鮪川川（シビカワガワ）	2.480
	－		14	その他水系滝川（タキカワ）	7.400
	－		15	その他水系比詰川（ヒヅメガワ）	3.400
	－		16	その他水系下浜鮎川（シモハマアユカワ）	7.500

水位周知河川（1 水系 3 河川）、非水位周知河川（3 水系 27 河川）、計 3 水系 30 河川

No. 2※ 馬場目川水系西部承水路は重複管理

減災対策協議会対象河川位置図（※馬場目川水系ほか）



4　現状での取組み状況

馬場目川水系における減災対策について、現状と課題を抽出した。結果は以下のとおり。

円滑かつ迅速な避難のための取組

①　情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇	課題●
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供	○県では、想定最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を順次作成し、県ＨＰ等で公表しており、令和７年度内に完了する予定。	●洪水浸水想定区域図公表後、自治体により順次ハザードマップを作成する必要がある。・・・(1)
	○水位周知河川として、三種川(山本)、馬場目川(秋田)、馬踏川（秋田）を指定し、県が水防管理者(各市町村)及び関係機関へ水位情報を通知するとともに、報道機関を通じて一般に周知している。 ○県及び気象台は、自治体とのホットライン伝達体制構築を行っている。 ○各自治体では、避難指示等の発令の際には、必要に応じて気象台、県等に助言を求めることとしているほか、避難情報の発令の参考情報として水位上昇に関する情報を求めている。	●水位周知河川での氾濫危険水位等の防災情報の意味や情報を受けた場合の対応について、出す側、受ける側ともに理解を深め、確実に実施できる体制を整える必要がある。・・・(2)
自治体における情報の収集と活用	○各自治体では、河川水位情報、今後の気象情報・予報等(気象庁防災情報システム)、県管理河川や土砂災害の危険性等（秋田県河川砂防情報システム）を情報収集している。 ○一部の自治体では、収集した情報は、避難情報発令の判断に活用している。	●一部の自治体では、情報収集・共有に関する習熟や情報を分析する職員の増員と技術向上等の必要性が指摘されている。・・・(3)
災害対応体制の確保	○一部の自治体では、水害に特化した動員体制は無く、一般災害の体制を準用している。	●自治体では、水害対応に関する職員の習熟の必要性や、水害の長期化や大規模化に対応できる体制づくりの必要性が指摘されている。・・・(4)

項目	現状〇	課題●
避難指示等の発令基準及び発令状況	○水位周知河川では、水位等の情報に基づく定量的な避難指示等の発令基準が設定されている。 ○一部の自治体では、水位周知河川以外の河川で、避難指示等の発令あたり、定量的な基準は設定されていない。	●水位周知河川以外の河川についても必要に応じて発令基準の策定が必要。・・・(5) ●避難指示等の防災情報について、行政や住民が十分に理解しておく必要がある。・・・(6) ●夜間の急激な水位上昇に対し、避難指示等の発令のタイミングに苦慮している。・・・(7)
	○一部の自治体では、短時間の大雨、急激な水位上昇を伴う昨今の水害状況に対応するために、避難情報の発令判断を素早く行う必要に迫られていると感じている。	●一部の自治体では、職員が防災気象情報に対して知識や経験をつまないと適確な避難指示等発令に結びつかないとの課題が指摘されている。・・・(8) ●河川管理者、自治体、気象台等に加え様々な関係者による多様な防災行動を検討できる体制の構築が必要。・・・(9)
避難場所・避難経路	○各自治体では、作成したハザードマップに避難場所等が記載されている。 ○一部の自治体では避難所設置訓練を実施している場合がある。	●想定最大規模の浸水想定区域図作成にあわせ、関係自治体において計画的にハザードマップを見直すことにより、想定最大規模の浸水想定に対応した避難場所等の見直し検討が必要。・・・(10) ●避難の長期化により災害関連死が発生する恐れがある。・・・(11)
住民等への情報伝達の方法	○秋田県防災ポータルサイトで避難や水防に役立つ雨量、河川水位情報等を提供している。 ○令和 5 年 3 月 1 日から河川情報のプッシュ型メール配信サービス「あきた河川（かわ）メール」を開始し、令和 6 年 5 月 31 日からは県公式 LINE での配信も開始している。 ○自治体では、避難情報の伝達は、防災行政無線、広報車、エリアメール、登録制メール、マスコミへの情報提供、防災ネットあきた、町内会長の呼びかけ等の様々な伝達手段を整備している。	●避難指示等重要な情報を住民へ確実に伝える必要がある。・・・(12) ●インターネット及び各種イベントにおいて情報提供しているが、情報の入手先やサービス情報そのものが広く住民まで伝わっていない懸念がある。・・・(13)

項目	現状〇	課題●
避難誘導体制	○各自治体では、自主防災組織や消防団等と連携した避難誘導体制を地域防災計画等で定めている。	●自治体では、実践的な避難誘導訓練の実施の必要性が指摘されている。・・・(14)
平時からの住民等への啓発、防災教育・訓練	○一部の自治体では、町内会や自主防災組織等の訓練や防災学習などに職員を派遣している。 ○一部の自治体では、要配慮者の避難を手助けするため、リヤカーを使用して訓練を実施しているほか、住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する講習会を実施している。 ○町内会で組織される自主防災組織の会員数の減少、高齢化が進んでいる。 ○気候変動により短時間での局所的な集中豪雨が増加している。	●一部の自治体では、学校等での防災教育や地域での防災学習会等の有効性が指摘されるとともに、実践的な訓練の必要性が指摘されており、更なる防災教育や訓練の充実が必要である。・・・(15) ●水害発生時の共助が困難となってきている。・・・(16) ●想定外の洪水が発生した場合、避難に要する時間確保が難しい。・・・(17)
要配慮者利用施設への対応	○県では、平成 29 年度から県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、水害・土砂災害時の避難に関する防災情報等についての理解を深める説明会を開催してきた。 ○一部の自治体では、要配慮者利用施設への情報伝達は、防災行政無線、戸別受信機、登録制メール、電話等で行っている。 ○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成は着実に進んでいるが、県による洪水浸水想定区域指定の進捗に伴い対象施設も増加する。	●避難確保計画未作成の施設は、計画を作成し、その施設は、避難計画に基づく避難訓練を実施し、災害に備える必要がある。・・・(18)

注釈　●後ろの（　）数字は課題番号

② 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	現状〇	課題●
河川水位等に係る情報提供	○国・県管理河川の水位観測所や気象庁・秋田県の雨量観測所の情報及び、秋田県の河川監視カメラの画像データは、秋田県河川砂防情報システムで確認できるようになっている。 ○令和 5 年 3 月 1 日から河川情報のプッシュ型メール配信サービス「あきた河川（かわ）メール」を開始し、令和 6 年 5 月 31 日からは県公式 LINE での配信も開始している。	●大規模水害に備えて、水位計や雨量計・河川監視カメラの増設や配置見直しについて検討する必要がある。また、検討にあたり避難指示等を担当する市町村と必要河川等について協議する必要がある。・・・(19) ●各種サービス情報が広く住民まで伝わっていない懸念がある。・・・(20)

注釈　●後ろの（　）数字は課題番号

③ 水防に関する事項

項目	現状〇	課題●
河川の巡視	〇県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。 〇各自治体では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて水防団(消防団)等による河川巡視を行っている。	●出水時に水防活動が適確に行われるよう水防団等と河川管理者で、河川巡視で得られた堤防や河川水位の状況など、情報共有等を進める必要がある。・・・(21)
重要水防箇所の見直しや水防資機材の整備状況	〇水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防区域として秋田県水防計画書に記載するとともに県のＨＰで公表している。 〇国・県・市町村（水防管理団体）それぞれ水防倉庫を所有し、水防資機材の保有･管理するとともに、毎年出水期前に、資機材の点検を実施している。	●重要水防区域等の水害リスクが高い箇所の現地状況について、河川管理者と市町村との共通認識が必要。･･･(22) ●各自治体では、水防資機材についての備蓄の数量の確認や資器材・倉庫の拡充の必要性が指摘されていることから、水防団等と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、倉庫の位置や資機材に係る情報を共有する必要がある。・・・(23)
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	〇各自治体では、水防団(消防団)員等不足や高齢化を踏まえ、団員の確保対策を実施している。	●協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する必要がある。・・・(24)
水防訓練の実施	〇各自治体では、水防団等の技術力向上のため、水防訓練等を実施している。	●多様な関係機関や住民参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容を検討し、調整して実施する必要がある。・・・(25)
自治体庁舎や防災拠点等の耐水化等の対応	〇浸水の恐れがあるが等施設のある自治体では、安全な庁舎の新設、施設の耐水化を実施している。	●該当する自治体では、水害時の業務継続体制の整備の必要性が指摘されている。・・・(26) ●令和 7 年度内に完了予定の想定最大規模の浸水想定区域図作成にあわせて、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を把握、共有する必要がある。・・・(27)

注釈　●後ろの（　）数字は課題番号

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状〇	課題●
洪水氾濫を未然に防ぐためのハード対策	〇治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進している。	●気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、流域内のあらゆる関係者が連携して「流域治水」の取組を推進する必要がある。・・・(28)

注釈　●後ろの（　）数字は課題番号

5　減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や適確な水防活動の実施及び氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成機関が連携して令和１２年度までに達成すべき減災目標は以下のとおり。

【概ね 5 年間で達成すべき目標】

馬場目川水系は、これまで幾度となく水害が発生し、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。

今後、発生し得る大規模水害に対し『動かす・ねばる・戻す』ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。

〇動かす･･･「避難しなくても大丈夫」という行政・住民の気持ちを動かし、住民を避難へと動かす。
〇ねばる･･･ 安全な避難場所まで逃げる時間を稼ぐ水防活動で、ねばる。
〇戻す･････ 地域社会を一日でも早く元の状態に戻す。

※大規模水害：　想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

【目標達成に向けた３本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備や洪水調節施設の整備など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を３本柱とした取組を継続実施する。

①「動かす」　逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難誘導

②「ねばる」　氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化

③「戻　す」　日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

6　概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取組む主な内容は次のとおり。

1）ハード対策の主な取組み

堤防整備などは整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このため、ハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は以下のとおり。

主な取組み項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策				
ハード 1	・外水、内水氾濫の防止 ・治水機能の強化、維持	(28)	継続実施	市町村 秋田県
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備				
ハード 2	・河川や浸水状況の監視強化	(19) (21)	継続実施	秋田県
ハード 3	排水活動に資する基盤等の強化	(28)	継続実施	秋田県 市町村
ハード 4	・庁舎や排水機場等の耐水性の確認・対策（耐水化・ＢＣＰ等ソフト対策を含む）	(4) (10) (14) (26) (27)	継続実施	秋田県 市町村 秋田地方気象台

2) ソフト対策の主な取組み

各構機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関については、以下のとおり。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【動かす】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難誘導

主な取組み項目		課題の対応	目標 時期	取組機関
■平時からのリスク情報の周知と防災教育・訓練等に関する取組				
動かす 1	・タイムラインを活用したロールプレイング等のリアリティのある防災訓練の実施・タイムラインの検証及び改訂・多機関連携型タイムラインの拡充	(2) (6) (7) (8) (9) (10)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす 2	・水害リスクの高い区間における地域住民が参加する共同点検や避難訓練の実施	(6) (9) (10) (14) (15) (21) (22) (25)	継続実施	市町村 秋田県
動かす 3	・水害リスクを共有するための教育機関等と連携した防災教育の実施	(6) (9) (10) (14) (15) (21) (22) (25)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす 4	・要配慮者利用施設の管理者への説明会の実施	(18)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす 5	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	(18)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす 6	・適切な避難行動のための地域住民への啓発の充実	(6) (13) (15) (16) (17) (20)	令和 8 年度から順次実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
■発災時の迅速かつ確実な避難に関する取組				
動かす 7	・住民の避難行動に着目した各市町村のタイムラインの運用及びマイタイムライン周知及びの作成支援	(2) (6) (8) (9) (10)	継続実施	市町村
動かす 8	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	(1) (2) (5) (10)	継続実施	市町村 秋田県
動かす 9	・住民の主体的避難を促す情報伝達手段の拡充（メール、ラジオ、WEB・アプリ、SNS 等）	(3) (12) (13)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす 10	・想定最大規模の洪水での避難計画を考慮したハザードマップの作成・周知及びまるごとまちごとハザードマップの推進	(1) (2) (5) (10)	継続実施	市町村
動かす 11	・住民の避難情報に関する意識調査などを実施し、取組方針へ反映	(12) (13)	随時実施	市町村

動かす 12	・避難所の早期立ち上げ・充実化	(11)	令和 8 年度から順次実施	市町村

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【ねばる】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

② 氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化

主な取組み項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組				
ねばる 1	・流域内の関係機関が防災情報を共有できる体制を整備	(24) (25)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
ねばる 2	・関係機関が連携した水防訓練・水防団同士の連絡体制の再確認の実施	(24) (25)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
ねばる 3	・重要水防箇所の合同巡視 ・水防資機材の保有状況	(21) (22)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
■既存ダムを最大限考慮した防災体制の強化に関する取組				
ねばる 4	・既存ダムが柔軟な対応ができるように、予測も含めたより広域的な下流域の情報を共有できる体制整備	(28)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【戻す】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③ 日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

主な取組み項目		課題の対応	目標 時期	取組機関
■排水活動及び訓練、施設運用に関する取組				
戻す 1	・排水施設等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討を行い、大規模水害を想定した氾濫時の緊急排水計画（案）を作成	(22)(23) (25)(26)	継続実施	市町村 秋田県
戻す 2	・関係機関と連携したリアリティのある水防・排水訓練の実施	(25)	継続実施	市町村 秋田県

3）取組の進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い馬場目川水系の文化の形成を図るものとする。

7 フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画及び河川整備計画等に反映するなど、責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。